

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年6月1日
(第10期) 至 平成23年5月31日

日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

(E24982)

第10期（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月29日

【事業年度】 第10期(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

【会社名】 日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

【英訳名】 Medical Net Communications, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早 川 亮

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

【電話番号】 (03)5790-5261

【事務連絡者氏名】 取締役管理部ゼネラルマネージャー 平 川 裕 司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

【電話番号】 (03)5790-5261

【事務連絡者氏名】 取締役管理部ゼネラルマネージャー 平 川 裕 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第10期
決算年月	平成19年 5 月	平成20年 5 月	平成21年 5 月	平成22年 5 月	平成23年 5 月
売上高 (千円)	315,456	519,064	786,802	1,037,777	1,195,353
経常利益 (千円)	33,969	91,721	186,892	260,287	304,058
当期純利益 (千円)	20,392	50,115	98,800	139,645	175,924
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	29,425	40,675	47,875	47,875	280,324
発行済株式総数 (株)	6,770	7,520	8,000	8,000	4,689,500
純資産額 (千円)	58,647	131,263	246,246	385,892	1,026,630
総資産額 (千円)	147,802	293,217	446,410	598,150	1,201,094
1株当たり純資産額 (円)	8,662.90	17,455.24	30,557.93	48,013.67	218.54
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	6.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,012.13	6,883.81	12,590.08	17,455.74	40.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	34.82
自己資本比率 (%)	39.68	44.77	54.76	64.22	85.33
自己資本利益率 (%)	42.09	52.78	52.59	44.43	24.97
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	21.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	14.68
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	99,578	121,157	85,903
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△50,112	△24,444	△10,278
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	12,263	△3,000	446,657
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	213,108	306,822	829,104
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	25 〔6〕	32 〔8〕	43 〔8〕	45 〔9〕	50 〔10〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 第6期から第9期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第6期から第9期における株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 第8期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第6期及び第7期の財務諸表については、監査を受けておりません。
7. 当社は平成19年5月31日付で株式1株につき10株の株式分割を、平成22年7月31日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。
8. 第10期の1株当たり配当額6円には、上場記念配当2円を含んでおります。

2 【沿革】

平成12年4月、東京都渋谷区笹塚において、インターネットメディア事業・インターネット広告の提供を目的とし、個人事業主として日本インターネットメディアセンターを創業し、平成12年9月に歯科分野におけるポータルサイト運営事業を開始し、「インプラントネット」をリリースしました。

その後、事業拡大のため平成13年6月に日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社を設立し、日本インターネットメディアセンターから「インプラントネット」等のポータルサイトを移管しております。

設立以後の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成13年6月	東京都渋谷区笹塚三丁目62番8号において、資本金10,000千円をもって日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社を設立。ポータルサイト運営事業、ホームページ制作事業開始。
平成14年2月	「矯正歯科ネット」、「審美歯科ネット」リリース。
平成17年4月	ポータルサイト運営事業において、美容・エステ分野ポータルサイトの運営を開始し、「エステ・人気ランキング」をリリース。
平成18年1月	西日本支社を開設。
平成18年8月	業務拡大のため本社を東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目21番7号に移転。
平成18年10月	SEM事業開始。
平成19年8月	ソネット・エムスリー株式会社(現エムスリー株式会社)と資本及び業務提携契約締結。
平成19年10月	業務拡大のため本社を東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号に移転。
平成20年5月	ポータルサイト運営事業において、モバイルサイトの運営を開始し、「モバイル！インプラントネット」をリリース。
平成20年6月	「モバイル！矯正歯科ネット」、「モバイル！審美歯科ネット」リリース。
平成20年12月	「エステ・人気ランキング携帯版」リリース。
平成21年3月	「モバイル！歯医者さんネット」リリース。
平成21年8月	オーバーチュア(現Yahoo!リスティング広告)オンライン代理店として契約締結。
平成22年1月	インプラントネットUS版「Dental Implants Net」リリース。
平成22年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場。

3 【事業の内容】

当社は、「からだ」・「健康」・「美」に関する適切な情報を、インターネットを通じて発信することにより事業者と消費者のコミュニケーションツールとなって人々の生活・文化に貢献することを企業理念として、「ポータルサイト運営事業」、「事業者向けホームページ制作・メンテナンス事業」、「SEM事業」、「その他事業」を展開しております。

当社は、ポータルサイト運営事業を主力事業としております。そして、当社ポータルサイトにおいて紹介しているクライアント(歯科医院、エステサロン等)に対して、ホームページの制作及びメンテナンス等を行い、また、そのホームページのSEO対策やリスティング広告の運用代行等のインターネット広告のコンサルティングを行っております。このように「広告メディアを所有し、クライアントのホームページを制作し、広告コンサルティング(SEM)を行う」ことを最大限活かしたインターネット広告のワンストップソリューションサービスを提供しております。

- (注) 1. SEM(検索エンジンマーケティング)とは、YAHOO!JAPAN、Google等の検索エンジンにおいて、インターネットユーザーがある特定のキーワードの検索を行った場合に、その検索結果と同時に広告を表示したり、検索結果の上位にホームページのタイトル等を表示して、特に具体的ニーズをもったインターネットユーザーを積極的に当該ホームページに誘導していく手法全般のことをいいます。
2. SEO(検索エンジン最適化)とは、検索エンジンの表示順位判断基準(アルゴリズム)を分析し、ホームページの状態を最適化することにより、ホームページの検索エンジンからのキーワードに対する評価を高め、検索エンジンの検索結果において検索順位を上位表示させる手法をいいます。
3. リスティング広告とは、検索エンジンの検索結果ページに設定された広告枠に表示されるテキスト広告であり、インターネットユーザーが表示されたテキスト広告をクリックした場合にのみ広告主に広告料が発生する仕組みになっております。

(1) ポータルサイト運営事業

当社は、「からだ」・「健康」・「美」に特化した情報を提供するサイトの開発・運営を行っております。

インターネットユーザーは、その興味の度合いや情報収集の目的に応じて各種ポータルサイトを利用しますが、最初の情報収集においては、一般的にYAHOO!JAPAN等の総合ポータルサイトを利用します。しかし、総合ポータルサイトでは全てのインターネットユーザーのニーズに応えることは困難であり、より詳細な情報収集が必要な段階では、専門特化型ポータルサイトを利用する傾向があります。当社は、このようなインターネットユーザーのニーズに応えるべく「歯科分野」及び「美容・エステ分野」において、専門特化型ポータルサイトを運営しております。

提出日現在、当社が運営するポータルサイトは、「歯科分野」として「インプラントネット」、「矯正歯科ネット」、「審美歯科ネット」を中心に全国版・地域版を合わせて72サイト、「美容・エステ分野」として「エステ・人気ランキング」、「メンズエステ・ネット」を中心に全国版・地域版を合わせて25サイト、「その他分野」として「抜け毛・薄毛対策サイトふさふさネット」を中心に22サイト、合計119サイトとなっております。

「歯科分野」では、平成22年1月にインプラントネットUS版「Dental Implants Net」を、平成22年3月にその地域版として「Dental Implants Net for Washington, D.C.」及び「Dental Implants Net for California」をリリースしました。

ポータルサイト運営事業では以下のサイトを運営しております。

〈歯科分野〉

■インプラントネット

インプラントとは、あごの骨に直接埋入するフィクスチャーと呼ばれる人工歯根のことをいいます。また、歯科インプラント治療とは、歯を失った部分のあごの骨に、歯根の代わりとなるチタン製のインプラントを埋め込み、その上に人工の歯を取り付ける治療です。

インプラントネットは、歯科インプラント治療という特定の自由診療に関する情報発信に特化したポータルサイトです。

インプラントネットは、全国版に加え、特にインターネットユーザーの需要の大きい地域には地域版を併せて作成して、より詳細な地名での医院検索を可能にしております。

当社は、インプラントネットを下記の21サイト運営しております。

- ・インプラントネット(全国版)
- ・東京版・インプラントネット
- ・東京地域版・インプラントネット(10地域)
- ・大阪版・インプラントネット
- ・大阪地域版・インプラントネット(3地域)
- ・福岡版・インプラントネット
- ・モバイル！インプラントネット
- ・Dental Implants Net(インプラントネットUS版)
- ・Dental Implants Net for Washington, D. C. (インプラントネットUSワシントンD. C. 版)
- ・Dental Implants Net for California(インプラントネットUSカリフォルニア版)

■矯正歯科ネット

歯列矯正とは、機能性及び審美性の向上のため、矯正器具(ワイヤー等)を用いて行う歯列や噛み合わせの治療です。

矯正歯科ネットは、歯列矯正という特定の自由診療に関する情報発信に特化したポータルサイトです。

矯正歯科ネットは、全国版に加え、特にインターネットユーザーの需要の大きい地域には地域版を併せて作成して、より詳細な地名での医院検索を可能にしております。

当社は、矯正歯科ネットを下記の18サイト運営しております。

- ・矯正歯科ネット(全国版)
- ・東京版・矯正歯科ネット
- ・東京地域版・矯正歯科ネット(10地域)
- ・大阪版・矯正歯科ネット
- ・大阪地域版・矯正歯科ネット(3地域)
- ・福岡版・矯正歯科ネット
- ・モバイル！矯正歯科ネット

■ 審美歯科ネット

審美治療とは、より美しく健康な歯と口元にするために、歯や口腔の審美性及び機能性を回復・改善させる治療です。

審美歯科ネットは、審美治療という特定の自由診療に関する情報発信に特化したポータルサイトです。

審美歯科ネットは、全国版に加え、特にインターネットユーザーの需要の大きい地域には地域版を併せて作成して、より詳細な地名での医院検索を可能にしております。

当社は、審美歯科ネットを下記の22サイト運営しております。

- ・ 審美歯科ネット(全国版)
- ・ 東京版・審美歯科ネット
- ・ 東京地域版・審美歯科ネット(10地域)
- ・ 大阪版・審美歯科ネット
- ・ 大阪地域版・審美歯科ネット(3地域)
- ・ 福岡版・審美歯科ネット
- ・ 千葉版・審美歯科ネット
- ・ 埼玉版・審美歯科ネット
- ・ 神奈川版・審美歯科ネット
- ・ 名古屋版・審美歯科ネット
- ・ モバイル！審美歯科ネット

■ 歯医者さんネットその他歯科関連サイト

主に虫歯治療、歯周病(歯槽膿漏)治療などの保険診療を行う歯科医院を紹介し、幅広い顧客層をターゲットにしたポータルサイトです。

当社は、「歯医者さんネット」、「モバイル！歯医者さんネット」等を運営しております。

〈美容・エステ分野〉

■ エステ関連サイト

美意識の高い女性をターゲットに、エステに関する情報を提供するポータルサイトです。

特に、インターネットユーザーの需要の大きい地域には地域版を併せて作成して、エステサロンのより詳細な検索を可能にしております。

当社は、「エステ・人気ランキング」をはじめ8サイトを運営しております。

■ メンズエステ関連サイト

男性をターゲットに、エステに関する情報を提供するポータルサイトです。

当社は、「メンズエステ・ネット」を運営しております。

■美容整形関連サイト

美意識の高い女性をターゲットに、美容整形に関する情報を提供するポータルサイトです。
当社は、「気になる！美容整形・総合ランキング」をはじめ4サイトを運営しております。

■メンズ美容整形関連サイト

男性をターゲットに、美容整形等に関する情報を提供するポータルサイトです。
当社は、「気になる！メンズ美容整形総合ランキング」をはじめ6サイトを運営しております。

■エステ・スクールその他美容・エステ関連サイト

主にエステティシャンを目指す方をターゲットに、エステスクールに関する情報を提供するポータルサイトです。

当社は、「エステ・スクール総合ランキング」、「エステ・スクール総合ランキング携帯サイト」等を運営しております。

〈その他分野〉

当社は、その他分野として「PET検査ネット」、「抜け毛・薄毛対策サイトふさふさネット」等を運営しております。

主なポータルサイトは以下のコンテンツ等で構成されております。

〈歯科分野〉

- ① 歯科医院の紹介
- ② 治療説明ページ
- ③ よくある質問と歯科医による回答のQ&Aページ
- ④ 歯科用語ページ
- ⑤ 歯科医師へ質問できる相談ページ
- ⑥ 歯科医師の紹介ページ
- ⑦ 患者の歯科医院に対する評価・感想を掲載した口コミページ

〈美容・エステ分野〉

- ① エステサロンの紹介
- ② 総合人気ランキング、キャンペーン人気ランキング、コース人気ランキングのランキングページ
- ③ 実際にエステサロンで受けた施術の感想等を掲載した体験レポートページ
- ④ テーマごとの特集ページ
- ⑤ 施術等のメニュー説明ページ
- ⑥ よくある質問とその回答をまとめたQ&Aページ
- ⑦ 利用者のエステサロンに対する評価・感想を掲載した口コミページ

各ポータルサイトは歯科医院やエステサロン等を対象に、有料会員と無料会員からなる会員システムで運営しております。インターネットユーザーは、各ポータルサイトにおいて、無料で歯科医院、エステサロン等の情報を検索・閲覧することができます。

有料会員とは、当社ポータルサイトにおいて、ピクチャー・フラッシュ・動画を用いたクライアント紹介ページを掲載しているクライアントをいいます。歯科分野サイトでは、「医院紹介」ページ、「診療案内」ページ、「スタッフ紹介」ページ、「アクセス」ページ、「診療予約」ページ、「治療のお問合せ」ページ等、また、美容・エステ分野サイトでは、「サロン情報」ページ、「アクセス」ページ、「コース情報」ページ、「キャンペーン」ページ、「ロコミ情報」ページ等のコンテンツによりクライアントを紹介しております。

なお、有料会員からの広告料収入の具体的内容は、主に①クライアント紹介ページの初期制作料及び月額掲載料、②クライアントのホームページへのリンクを張ったバナー広告の月額掲載料であります。

契約形態は原則12カ月の継続契約(自動更新)となっており、収益モデルは積上げ式のストックビジネスとなっております。

無料会員とは、当社ポータルサイトにおいて、住所、電話番号、最寄駅、休診日、一言メッセージ等をテキスト形式で掲載し、広告料が発生しないクライアントをいいます。

(2) SEM事業

① SEO

当社は、検索エンジンを活用してホームページへの集客やホームページから情報配信を行うクライアントに対して、検索エンジンの表示順位判定基準(アルゴリズム)を分析し、ホームページの状態を最適化することにより、ホームページの検索エンジンからのキーワードに対する評価を高め、検索エンジンの検索結果において検索順位を上位表示させることを目的としたSEO(検索エンジン最適化)サービスを提供しております。

当社のSEOサービスは、以下のとおりです。

i 成功報酬型サービス

クライアントからの委託により定めた特定のキーワードで、YAHOO!JAPAN又はGoogleの検索結果が上位10位以内に表示された場合に、順位に応じた料金が発生するサービスであります。

ii 月次定額型サービス

定額料金によるパッケージで、複数のキーワードを用いてYAHOO!JAPAN又はGoogleの検索結果を上位表示させるサービスであります。

iii コンサルティング型サービス

100以上のキーワードの組み合わせにより、YAHOO!JAPAN又はGoogleの検索結果を上位表示させ、さらに、クライアントのホームページへのアクセス数の増加を目的としたコンサルティングを行うサービスであります。

② リスティング広告

リスティング広告は、検索エンジンの検索結果ページに設定された広告枠に表示されるテキスト広告であり、インターネットユーザーが表示されたテキスト広告をクリックした場合にのみ広告主に広告料が発生する仕組みになっております。

当社は、ヤフー株式会社及びGoogle, Inc. が運営するポータルサイトにおいてリスティング広告の運用代行サービスを行っております。運用代行サービスとは、クライアントにとって費用対効果の高い広告運用を実現するため、キーワードや広告原稿の提案から、運用面における入札価格の調整や予算管理までの総合的なサービスを提供することです。

(3) その他

① 事業者向けホームページ制作・メンテナンス事業

当社は、「からだ」・「健康」・「美」に関する事業を行っている事業者(歯科医院、エステサロン等)を中心にホームページ制作・メンテナンス事業を行っております。

当社は、インターネットユーザーが、その歯科医院、エステサロン等に対して安心と信頼を抱くような、医療系ホームページに必要とされるビジュアル的印象「清潔感・高級感」を重視した制作に努めております。

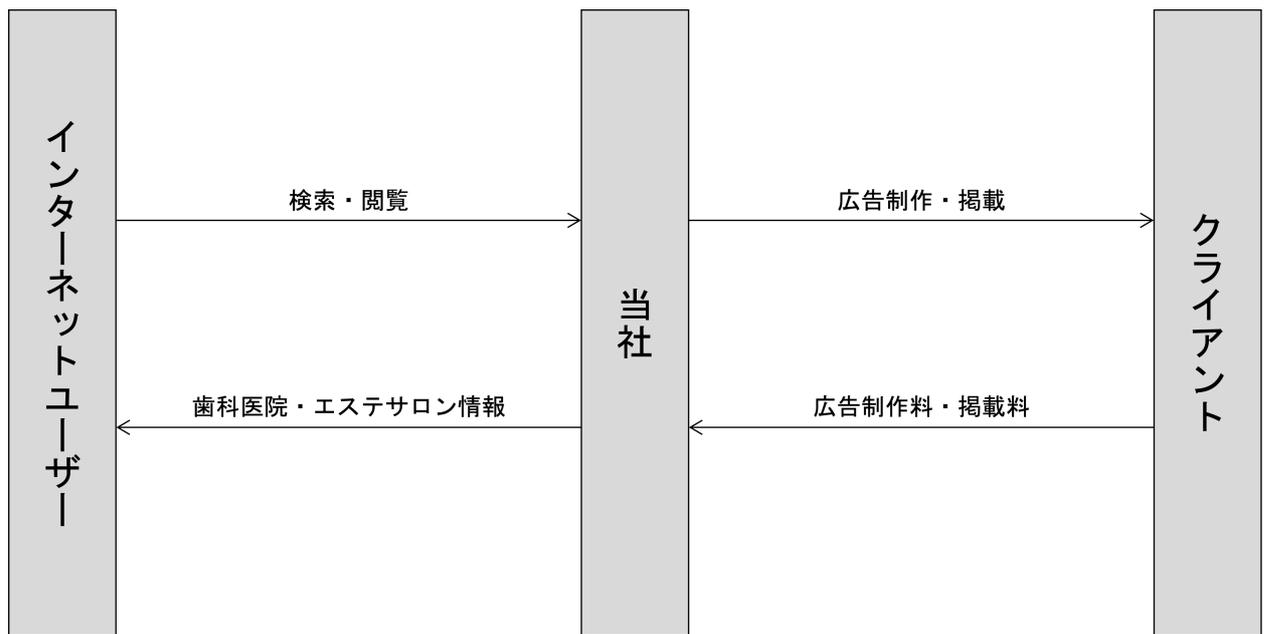
専門ポータルサイトを運営している当社ならではの医療・美容知識を活かし、クライアントの患者等に対する考え方や医療・美容に対する考え方など、クライアントの良さを最大限に引き出し、情報を分かりやすくインターネットユーザーに伝えることができるホームページの制作に努めております。

② その他事業

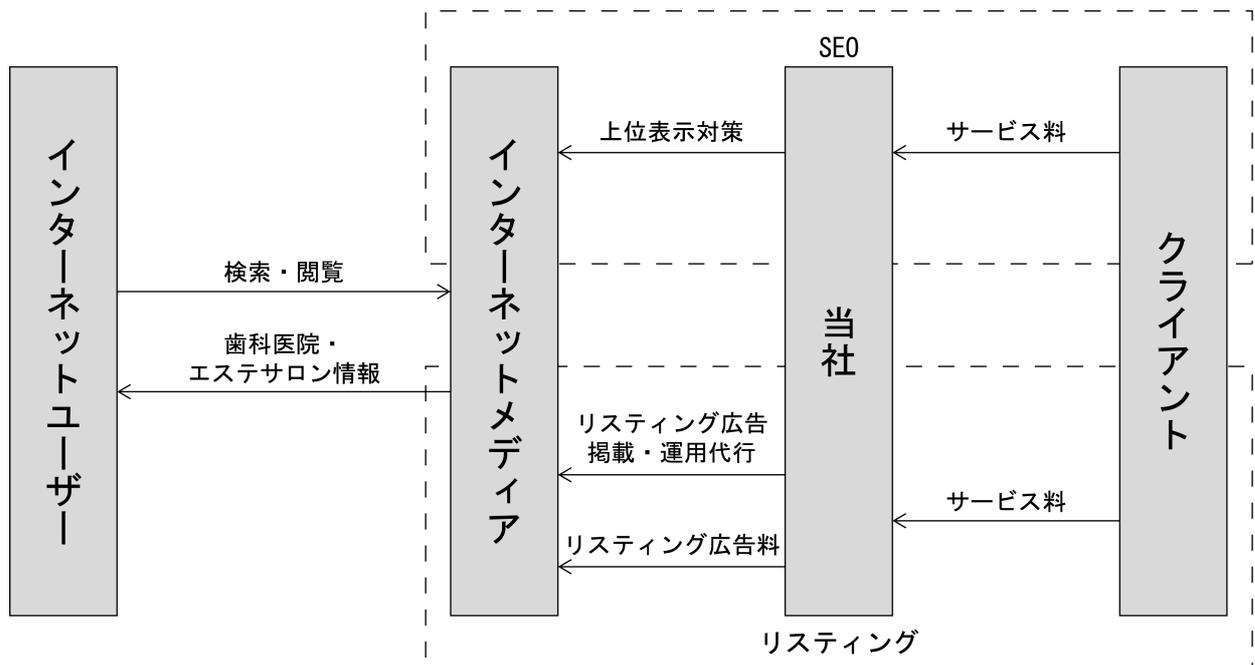
当社は、販売代理店として、YAHOO! JAPANのコンテンツのひとつであるヤフーヘルスケア及びヤフービューティへの広告や新聞折込広告を取り扱っており、これらの広告出稿に関する販売代理業務を行っております。

当社の事業系統図は次のとおりです。

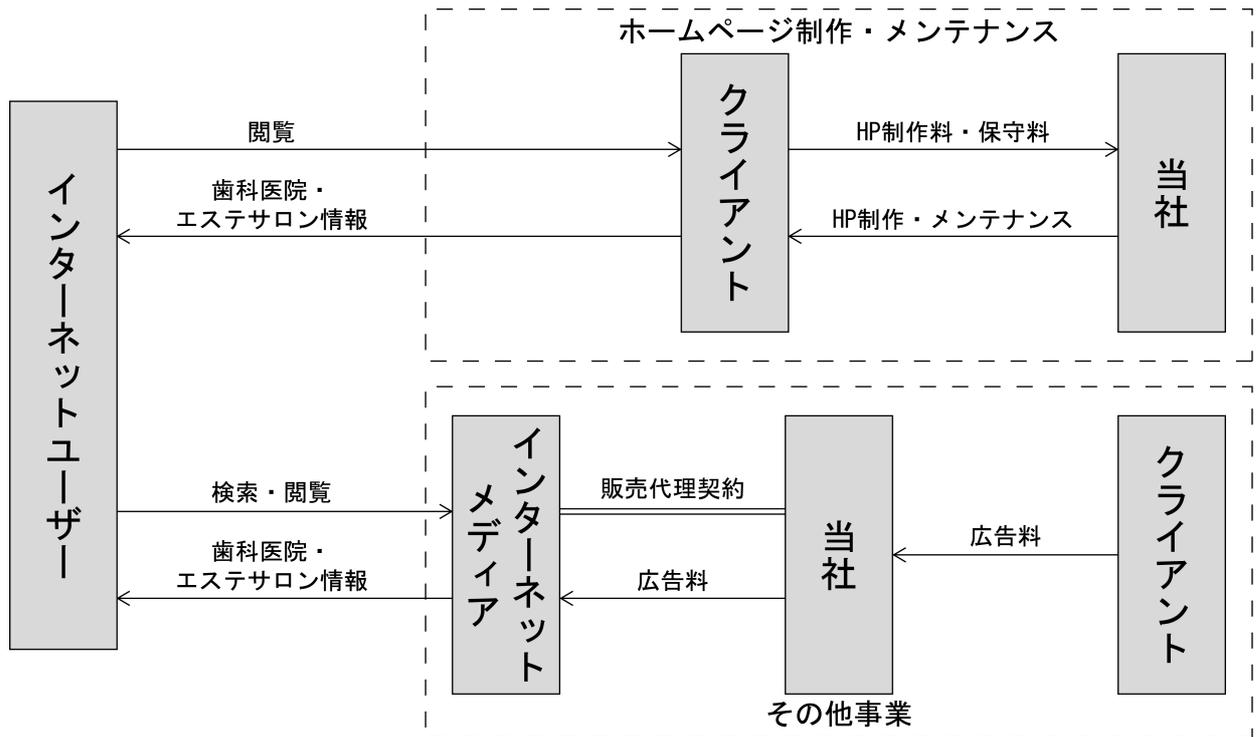
[ポータルサイト運営事業]



[SEM事業]



[その他]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) エムスリー株式会社	東京都港区	1,203	医療ポータル事業	被所有 15.1	資本及び業務提携契約を 締結しております。

(注) エムスリー株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ポータルサイト運営事業	13 [5]
SEM事業	8 [2]
その他	4 [1]
全社(共通)	25 [2]
合計	50 [10]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 全社(共通)は、営業部門及び管理部門の従業員であります。

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50 [10]	32.4	2.4	4,743

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度のが国経済は、アジアを中心とした新興国の成長や世界的な景気回復、政府の経済対策等により回復傾向にあったものの、長引く円高や厳しい雇用情勢等から、依然として厳しい状況にありました。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により先行きは不透明感を増しております。

このような経済情勢のもと、平成22年の広告市場の総広告費は、アメリカの金融危機に端を発する世界同時不況以降、3年連続前年割れの5兆8,427億円(前年比1.3%減)となりました(株式会社電通「2010年日本の広告費」)。

一方、当社が関連するインターネット広告市場における広告費は、インターネットの利用者数が9,462万人、人口普及率は78.2%に達したことや(総務省「平成22年通信利用動向調査」)、スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が普及したことにより、7,747億円(前年比9.6%増)と増加しました(株式会社電通「2010年日本の広告費」)。

このような経営環境のもと、当社は、サービスラインナップの拡張や営業体制の強化により新規クライアント獲得やクライアント一件当たりの取引高の増加に注力しました。また、当社ポータルサイトのデザインリニューアルやコンテンツの追加を行い、インターネットユーザーの利便性向上及びトラフィックの増加によるサイトのメディア価値の向上に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、1,195,353千円(前年同期比15.2%増)、営業利益は、318,927千円(前年同期比22.5%増)、経常利益は、304,058千円(前年同期比16.8%増)、当期純利益は、175,924千円(前年同期比26.0%増)となりました。

なお、セグメントの業績は以下のとおりであります。

① ポータルサイト運営事業

当社の中心事業であるポータルサイト運営事業においては、歯科分野では、保険診療をメインに行う歯科医院は、過当競争の進展等により厳しい環境となりましたが、自由診療をメインに行う歯科医院は、インプラントの普及等により市場規模が拡大傾向にあると認識しております。また、美容・エステ分野では、特定商取引法、割賦販売法の改正等による信販会社の与信管理の厳格化や節約志向の高まりにより、平成22年のエステティックサロン総市場規模は3,536億円(前年比2.9%減)となりました(株式会社矢野経済研究所調べ)。

こうしたなか、歯科分野では、当社ポータルサイトのデザインリニューアルやコンテンツの追加、サービスラインナップの拡張等を行い、引き続き積極的な新規クライアント獲得に努めました。一方、美容・エステ分野では、前事業年度第4四半期に当社ポータルサイトへの掲載の審査基準を厳格化したことにより、当事業年度において売上の減少要因となりました。この結果、当事業年度の売上高は554,750千円(前年同期比1.7%減)、セグメント利益は350,555千円(前年同期比2.1%増)となりました。

② SEM事業

SEM事業においては、インターネット検索連動広告市場規模はインターネット広告市場の中でも堅調に伸びており、ウェブ(PC)検索連動広告費は2,035億円(前年比19.0%増)、モバイル検索連動広告費は285億円(前年比27.2%増)となりました(株式会社電通「2010年日本の広告費」)。

当社は、当社ポータルサイトのクライアントを中心に積極的に歯科医院にSEOサービスのプロモーションを行いました。また、リスティング広告の浸透に伴い、リスティング広告の運用代行サービスにも注力し事業拡大を図りました。この結果、当事業年度の売上高は487,712千円(前年同期比26.7%増)、セグメント利益は161,399千円(前年同期比34.4%増)となりました。

③ その他

その他の事業においては、事業者向けホームページ制作・メンテナンス及び広告販売代理等を行っており、当社ポータルサイトのクライアントを中心にホームページ制作の受注が堅調に推移しました。また、歯科業界における当社の知名度や信用力を活かし、新聞折込広告等の他社商材の販売代理の受注も順調な伸びを見せました。この結果、当事業年度の売上高は152,890千円(前年同期比73.0%増)、セグメント利益は19,212千円(前年同期比145.7%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は前事業年度末に比べ522,282千円増加し、829,104千円(前年同期比170.2%増)となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動により増加した資金は、前事業年度に比べ35,253千円減少し、85,903千円(前年同期比29.1%減)となりました。

主な減少の要因は、税引前当期純利益を303,080千円(前年同期比16.4%増)計上した一方、売上債権の増加額78,445千円(前年同期比54.5%増)、法人税等の支払額133,818千円(前年同期比19.8%増)があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動により減少した資金は、前事業年度に比べ14,165千円減少し、10,278千円(前年同期比58.0%減)となりました。

主な減少の要因は、自社用ソフトウェア等の取得が減少したことにより無形固定資産の取得による支出が7,287千円(前年同期比68.1%減)となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動により増加した資金は、446,657千円(前年同期は3,000千円の減少)となりました。

主な増加の要因は、株式上場時の公募増資等に伴い株式の発行による収入458,302千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社では概ね受注から役務提供開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
ポータルサイト運営事業	554,750	98.3
SEM事業	487,712	126.7
その他	152,890	173.0
合計	1,195,353	115.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、インターネット関連の技術の進化、新しいサービスの出現、クライアントのニーズやインターネットユーザーの嗜好等の変化が激しい事業環境のもと、持続的かつ安定的な発展と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

(1) 既存事業の拡大

当社は、歯科分野、美容・エステ分野において、専門ポータルサイト運営を中心にインターネット広告のワンストップソリューションを提供しており、提供するサービスの付加価値の向上とサイトにおけるインターネットユーザーの利便性向上が課題であると認識しております。

当社が、持続的かつ安定的に発展するためには、急速に進歩するインターネット広告に関するトレンドやテクノロジーに対応しながら、当社ポータルサイトのコンテンツの充実及び改善を進め、スマートフォンやSNSに対応したマーケティングの強化等による集客力向上とさらなる有料掲載数の拡張により、エンドユーザー(患者等)の利便性の確保及びサイトのメディア価値の向上並びに収益力の向上に努め、既存事業の拡大を図ってまいります。

(2) 収益モデルの多様化

現在の当社の主な収益モデルは歯科分野、美容・エステ分野における広告収入モデルであります。平成22年のインターネット広告市場における広告費は、前年比9.6%増の7,747億円(株式会社電通「2010年日本の広告費」)と増加傾向が続いておりますが、一般的に広告市場は景気の影響を受けやすく、また、昨今のスマートフォンやSNSの普及により、インターネット広告サービスのビジネスモデルは急速に変化しております。

このため、当社では、従来の収益モデルに加え、インターネット関連企業又は歯科関連企業との提携等も含め新たな収益モデルへの取り組みを進めてまいります。

当社は、歯科医師向けの新たな事業・サービスの開発を目的として、平成19年8月にソネット・エムスリー株式会社(現エムスリー株式会社)と資本及び業務提携契約を締結しております。今後、エムスリー株式会社のポータルサイト「m3.com」のプラットフォームを活用して、歯科医師向けにインプラントメーカーの製品PR等を目的としたBtoBポータルサイトの事業化に取り組んでまいります。

また、既存ポータルサイトの運営により蓄積されたノウハウや既存ポータルサイトに掲載している歯科医院との関係を活かし、歯科医院と歯科関連卸企業等をつなぐ自社BtoBポータルサイトの開発を計画しております。歯科関連卸企業等による歯科医院への備品・消耗品等の広告・PRだけでなく、その受発注システムや代金決済システムを備えた電子商取引プラットフォームの開発・事業化に取り組んでまいります。

(3) 国際展開への取り組み

当社の売上の大半を占める歯科業界の世界最大のマーケットは米国であります。

米国は、人口、歯科医師数、歯科医院数、インプラント治療を行っている歯科医院数、インターネットにおけるインプラント関連キーワードの検索回数、歯科医療費等のマーケット規模が日本よりも大きく、また、「からだ」・「健康」・「美」や「歯」に対する意識、特に「白く美しい歯」等の審美に対する意識の強い国であるといわれております。

米国の医療保険は、日本とは異なり国民皆保険制度ではなく、民間の保険会社が提供する医療保険であるため、患者は医療保険で指定された歯科医院しか利用できず、歯科医院及び歯科医師の集患に対する認識が低く広告をほとんど行っていないような状況であったと当社では認識しております。

また、米国では、患者が歯科医院を探す手段は紹介が中心であり、インプラント治療や審美歯科治療に対する需要がありながら、日本に比べて歯科医院によるインターネット広告が未発達な状況にあると当社では認識しております。

そこで、当社は、米国でのマーケットリサーチやプレ営業等を経て、米国市場は有望であると判断し、平成22年1月にインプラントネットUS版「Dental Implants Net」をリリースしました。

今後、米国でも患者に歯科医院等の情報を提供することにより収益事業化に取り組んでまいります。

(4) 経営管理の強化

当社は、小規模な組織であり、管理体制も規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大し、継続的に企業価値を高めていくためには、事業規模に相応しい管理体制と情報管理の強化及び人材の確保・育成が重要課題であると認識しております。

そのため、内部統制システムを含む管理体制の一層の強化及び事務所への入退出管理やコンピュータネットワークのセキュリティ強化等の情報管理の徹底並びに幅広い人材採用活動や人事制度、教育研修制度の充実による高い専門性を有する人材の確保・育成に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。また、必ずしも事業上の重要なリスクとは考えていない事項についても、当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。記載内容及び将来に関する事項は当事業年度末現在において、当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、以下の記載内容は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご留意ください。

(1) 当社の事業に関するリスクについて

① 競合について

当社が事業展開しているインターネット広告市場は、競争が激しい業界であります。ポータルサイト運営事業においては、様々なビジネスモデルのサイトが数多く存在し、かつ、常に新しいサイトが開発される等、競争環境が続いております。また、SEMサービスを提供する企業は大手のインターネット関連企業をはじめ多数存在し、インターネット広告サービスも多様化しています。

このような環境のもと、当社は引き続き各事業の競争力の維持・強化に努めてまいります。優れた競合事業者の登場、競合事業者のサービス改善及び付加価値の高いサイト・ビジネスモデルの出現等により、当社の競争力が低下する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット広告市場の動向について

近年、インターネット広告市場は、インターネットの普及、利用環境の向上により急速に拡大してまいりました。また、金融危機以降の景気低迷により、平成22年の総広告費は前年実績を下回りましたが、インターネット広告市場の広告費は前年実績を上回りました。

しかし、今後も景気低迷が続き、インターネット広告市場が拡大傾向の鈍化あるいは縮小に転じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特に当社は、歯科業界及び美容・エステ業界を中心に事業を展開しているため、歯科医院、エステサロン等におけるインターネット広告意欲が減退した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 電力不足等による停電について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、当社の本社がある東京電力管内では、電力需要逼迫による大規模停電の発生や計画停電が実施される恐れがあります。

当社では、一時的な停電等に対応できる体制を整備しておりますが、長期間の停電等により、当社サービスの提供が制限されるような事態になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 当社の事業に係る法律等による規制について

当社のSEM事業のうち、リスティング広告の運用代行サービス及び新聞折込広告の出稿代理サービスは、医療法及び医療広告ガイドラインの適用を受ける場合があります。また、ポータルサイト運営事業は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の適用を受けております。現状においては、当該法律等による規制の影響は軽微であると認識しております。

なお、このほかに当社の事業を直接規制する法律等はありませんが、当社の主力事業であるポータルサイト運営事業では、医療法及び医療広告ガイドラインの制定趣旨に基づいて、独自ルールを設け運営しております。今後、新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更又は自主ルールの整備等がなされ、当社の事業が制約を受けることになった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 外部検索エンジンの影響について

インターネットユーザーの多くは検索エンジンを利用して必要な情報を入手しておりますが、当社の中心事業であるポータルサイト運営事業においてもサイトへの集客については、概ねYAHOO! JAPANやGoogleの検索エンジン経由であります。

また、SEM事業のSEOサービスは、各検索エンジンの検索結果がサービスの最も重要な要素であります。

したがって、各検索エンジンの検索結果が、どのような条件により上位表示されるかは、各検索エンジン運営者の上位表示方針によって左右されるため、当該方針に変更等があった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ サービス等の陳腐化について

インターネットにおいては、新たな技術やサービスが逐次開発及び提供されており、その利用者の嗜好等についても変化が激しい状況にあります。また、広告主の求めるニーズも多種多様化が進んでおります。

当社では、クライアントのニーズに対応するため、常に新たな技術及びサービス等にかかるノウハウの導入を図り、蓄積したノウハウの活用とあわせてサービス機能の強化及び拡充を進めております。

しかしながら、何らかの要因により、当社が保有する技術及びノウハウ等が陳腐化した場合、変化に対する十分な対応が困難となった場合、クライアントのニーズの的確な把握が困難となった場合等においては、クライアントに対する当社サービスの訴求力低下等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 情報管理について

当社は、クライアント及びインターネットユーザーの個人情報やクライアントのホームページのID・パスワード等を取り扱う場合があります。当社は、これらの情報管理を事業運営上の重要事項と認識しており、当該情報の取扱いについては、情報管理規程、パソコン等管理規程等を制定し、業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象とした社内教育、当該情報管理体制の構築・運用に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社が取り扱う情報について、漏洩、改竄又は不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえず、何らかの要因からこれらの事態が生じた場合には、適切な対応を行うための費用増加、損害賠償請求、信用失墜及びクライアントとの取引停止等によって、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 提供サービスの不具合等について

当社の事業においては、インターネットを通じてクライアントの紹介をすることから、当社の提供するサービスについては正確性が求められます。当社の運営するポータルサイトにおいてサイト上の誤表示や当社が提供したサービスの障害、その他トラブル等が生じた場合、当社の信頼性低下、損害賠償請求、クライアントとの取引停止等が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ システム障害について

当社は、コンピューターシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害等のトラブルが発生することのないよう運営にあたっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。

しかしながら、サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生じる可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社に対する損害賠償請求が行われる場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 知的財産権に係る方針等について

当社のポータルサイト「インプラントネット」、「矯正歯科ネット」、「審美歯科ネット」、「エステ・人気ランキング」は商標登録されております。今後も知的財産権の保全に積極的に取り組む予定ですが、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決のために多くの時間や費用がかかるなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権がすでに成立している可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社に対するロイヤリティの支払い請求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 米国における事業展開について

当社は、収益機会拡大のため、米国向けのポータルサイト運営を目的として、平成22年1月にインプラントネットUS版「Dental Implants Net」を、平成22年3月にその地域版「Dental Implants Net for Washington, D.C.」及び「Dental Implants Net for California」をリリースいたしました。一方、米国で事業を行っていくうえでは、法規制・税制、経済的・政治的不安、商慣習の違い等の様々な潜在的リスクが存在しております。

したがって、当社は、米国においてポータルサイト運営事業を展開するに当たり、医療に特化したマーケティング調査会社に調査依頼を行うなど、特有の法規制、広告規制等に細心の注意を払っております。しかしながら、想定外の規制等に当社が何らかの対応を強いられた場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

⑫ 脱毛施術を提供するエステサロンの掲載基準について

当社のポータルサイト運営事業におけるエステ関連サイト及びメンズエステ関連サイトに掲載しているエステサロンが提供する脱毛施術について、用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反するとする厚生労働省医政医発第105号「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成13年11月8日）や顧問弁護士の意見を参考にして、当社はレーザー脱毛施術及び光脱毛施術を提供するエステサロンは掲載しない方針を取っております。

したがって、当社のエステ関連サイト及びメンズエステ関連サイトでは、脱毛施術に関しては、ワックス脱毛施術又は当社掲載基準を充たす電気脱毛施術を提供しているエステサロンのみを掲載しております。

しかし、今後、法令の改正、解釈の変更等の理由により、エステサロンが提供できる脱毛施術の範囲が変更され、電気脱毛施術が違法と判断された場合、当社のエステ関連サイト及びメンズエステ関連サイトに掲載している電気脱毛施術を提供するエステサロンとの契約を解消せざるを得なくなるため、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の組織体制に関するリスクについて

当社は、平成23年5月31日現在、社員50名と小規模組織であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。当社は、重要ポストへの人材登用、業務内容に応じた適切な人員配置を行っており、現時点の規模においては、適切かつ組織的な対応に十分な人員であると考えております。また、今後は事業の拡大にあわせて、人材の育成、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。

しかしながら、何らかの事情により相当数の従業員が短期間のうちに退職する場合や、人材の確保、育成が予定どおり進まない場合には、業務運営の効率性が低下するおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスクについて

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、業績向上に意欲や士気を高めることを目的としてストック・オプション制度を導入しており、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権を、当社の取締役及び従業員に付与しております。平成23年5月31日現在、新株予約権の目的である株式の数は701,000株であり、当社発行済株式総数4,689,500株の14.9%に相当しております。これら新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

② エムスリー株式会社との関係について

当社は、エムスリー株式会社の持分法適用関連会社であり、平成23年5月31日現在、エムスリー株式会社は当社の発行済株式総数の15.1%を保有しております。

エムスリー株式会社を中心とするエムスリーグループは、平成23年5月31日現在、エムスリー株式会社、子会社10社及び関連会社4社で構成され(当社を含む)、インターネットを利用した医療関連サービスの提供を展開しております。エムスリー株式会社は製薬メーカーと病院・医師をつなぐBtoBのポータルサイトを運営しているのに対して、当社は歯科医院と患者をつなぐBtoCのポータルサイトを運営しており、マーケットが異なっていることから、当社との間に競合関係は生じないものと考えております。

なお、当社とエムスリー株式会社との人的関係及び取引関係は以下のとおりです。

i 人的関係

平成23年5月31日現在、エムスリー株式会社より社外取締役1名を招聘しております。招聘の理由は、医療分野及びシステム開発に関する事業に知見が深く、当社経営に有益な意見を提示することが期待できるためです。

ii 取引関係

当社は、エムスリー株式会社の商材の販売代理を行っております。当事業年度における当社によるエムスリー株式会社からの商材の仕入額は、153千円であります。

エムスリー株式会社は、今後も当社株式を安定保有する意向を有しており、当社とエムスリー株式会社との関係について重大な変化は生じないものと考えております。

しかしながら、将来において何らかの要因によりエムスリーグループの事業戦略やグループ戦略(当社株式の保有方針等を含む)に変化が生じた場合には、当社の事業展開その他に影響を及ぼす可能性があります。

③ 調達資金の使途について

新規上場時に実施した公募増資による調達資金の使途につきましては、システム等設備投資、歯科ポータルサイトのアメリカ展開及び新規事業への投資を計画しております。

しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するため、現時点における計画以外の使途に充当される可能性があります。また、計画に沿って使用されたとしても想定通りの投資効果を得られない可能性もあります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成19年8月29日に、ソネット・エムスリー株式会社（現エムスリー株式会社）と両社共同で歯科医師向けサイトを開設し、歯科医師会員に向けてコンテンツ提供等のサービスを行う目的で、資本及び業務提携契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、平成23年5月31日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

当事業年度のが国経済は、アジアを中心とした新興国の成長や世界的な景気回復、政府の経済対策等により回復傾向にあったものの、長引く円高や厳しい雇用情勢等から、依然として厳しい状況にありました。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により先行きは不透明感を増しております。

このような経済情勢のもと、平成22年の広告市場の総広告費は、アメリカの金融危機に端を発する世界同時不況以降、3年連続前年割れの5兆8,427億円(前年比1.3%減)となりました(株式会社電通「2010年日本の広告費」)。

一方、当社が関連するインターネット広告市場における広告費は、インターネットの利用者数が9,462万人、人口普及率は78.2%に達したことや(総務省「平成22年通信利用動向調査」)、スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が普及したことにより、7,747億円(前年比9.6%増)と増加しました(株式会社電通「2010年日本の広告費」)。

当事業年度における当社の経営成績は以下のとおりとなっております。

① 売上高

当事業年度において、当社は、ポータルサイト運営を中心に、SEOサービス、リスティング広告運用代行サービス及びホームページ制作等、インターネット広告のワンストップソリューションを提供しており、サービスラインナップの拡張や営業体制の強化により新規クライアント獲得やクライアント一件当たりの取引高の増加に注力し事業拡大に努めました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,195,353千円(前年同期比15.2%増)となりました。

なお、セグメント別の売上高の状況は以下のとおりとなっております。

i ポータルサイト運営事業

当社の中心事業であるポータルサイト運営事業においては、歯科分野では、保険診療をメインに行う歯科医院は、過当競争の進展等により厳しい環境となりましたが、自由診療をメインに行う歯科医院は、インプラントの普及等により市場規模が拡大傾向にあると認識しております。また、美容・エステ分野では、特定商取引法、割賦販売法の改正等による信販会社の与信管理の厳格化や節約志向の高まりにより、平成22年のエステティックサロン総市場規模は3,536億円(前年比2.9%減)となりました(株式会社矢野経済研究所調べ)。

こうしたなか、歯科分野では、当社ポータルサイトのデザインリニューアルやコンテンツの追加、サービスラインナップの拡張等を行い、引き続き積極的な新規クライアント獲得に努めました。一方、美容・エステ分野では、前事業年度第4四半期に当社ポータルサイトへの掲載の審査基準を厳格化したことにより、当事業年度において売上の減少要因となりました。この結果、当事業年度の売上高は554,750千円(前年同期比1.7%減)となりました。

ii SEM事業

SEM事業においては、インターネット検索連動広告市場規模はインターネット広告市場の中でも堅調に伸びており、ウェブ(PC)検索連動広告費は2,035億円(前年比19.0%増)、モバイル検索連動広告費は285億円(前年比27.2%増)となりました(株式会社電通「2010年日本の広告費」)。

当社は、当社ポータルサイトのクライアントを中心に積極的に歯科医院にSEOサービスのプロモーションを行いました。また、リスティング広告の浸透に伴い、リスティング広告の運用代行サービスにも注力し事業拡大を図りました。この結果、当事業年度の売上高は487,712千円(前年同期比26.7%増)となりました。

iii その他

その他の事業においては、事業者向けホームページ制作・メンテナンス及び広告販売代理等を行っており、当社ポータルサイトのクライアントを中心にホームページ制作の受注が堅調に推移しました。また、歯科業界における当社の知名度や信用力を活かし、新聞折込広告等の他社商材の販売代理の受注も順調な伸びを見せました。この結果、当事業年度の売上高は152,890千円(前年同期比73.0%増)となりました。

② 売上総利益

当事業年度の売上総利益は、674,866千円(前年同期比10.6%増)となりました。これは、事業拡大に伴い売上高が増加したことによるものであります。

また、売上総利益率は56.5%(前年同期比2.3ポイント減)となりました。これは、リスティング広告運用代行サービスの増加により、仕入が増加したことによるものであります。

③ 販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は、355,938千円(前年同期比1.7%増)となりました。これは、広告宣伝費の増加、貸倒引当金繰入額の増加等によるものであります。

④ 営業利益

当事業年度の営業利益は、318,927千円(前年同期比22.5%増)となりました。また、売上高に対する営業利益率は26.7%(前年同期比1.6ポイント増)となりました。これは、事業拡大に伴う売上高の増加や業務の効率化等によるものであります。

⑤ 経常利益

当事業年度の経常利益は、304,058千円(前年同期比16.8%増)となりました。これは、新規上場に伴う株式交付費及び株式公開費用が発生した一方、売上高の増加に伴い営業利益が増加したことによるものであります。

⑥ 税引前当期純利益

当事業年度の税引前当期純利益は、303,080千円(前年同期比16.4%増)となりました。

⑦ 当期純利益

当事業年度の当期純利益は、175,924千円(前年同期比26.0%増)となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ602,944千円増加し、1,201,094千円(前年同期比100.8%増)となりました。

資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

① 資産の部

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ616,364千円増加し、1,104,619千円(前年同期比126.2%増)となりました。これは、主に新規上場時の公募増資等による現金及び預金の増加、売掛金の増加によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べ13,420千円減少し、96,475千円(前年同期比12.2%減)となりました。これは主に減価償却に伴うものであります。

② 負債の部

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ37,793千円減少し、174,464千円(前年同期比17.8%減)となりました。これは、主に役員賞与引当金の減少等によるものであります。

③ 純資産の部

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ640,737千円増加し、1,026,630千円(前年同期比166.0%増)となりました。これは、主に新規上場時の公募増資による資本金及び資本準備金の増加、当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

この結果、自己資本比率は85.3%(前年同期比21.1ポイント増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は前事業年度末に比べ522,282千円増加し、829,104千円(前年同期比170.2%増)となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動により増加した資金は、前事業年度に比べ35,253千円減少し、85,903千円(前年同期比29.1%減)となりました。

主な収入の要因は、売上高の増加による税引前当期純利益303,080千円に対し、主な支出の要因は、売上債権の増加額78,445千円、法人税等の支払額133,818千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動により減少した資金は、前事業年度に比べ14,165千円減少し、10,278千円(前年同期比58.0%減)となりました。

これは、主に投資有価証券10,300千円の取得による支出、自社用ソフトウェア等無形固定資産7,287千円の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動により増加した資金は、446,657千円(前年同期は3,000千円の減少)となりました。

これは、主に株式上場時の公募増資等に伴う株式の発行458,302千円による収入によるものであります。

(5) 経営戦略と現状の見通し

当社の主力事業は、ポータルサイト運営事業であります。

当社は、「からだ」・「健康」・「美」を事業ドメインとしており、現在、歯科分野ポータルサイトと美容・エステ分野ポータルサイトを運営しております。

歯科分野ポータルサイトについては、インプラント治療の普及、インプラント市場の拡大や高齢人口の増加によるインプラントニーズの増加に対応するため、「広告メディアを所有し、クライアントのホームページを制作し、広告コンサルティングを行える」ことを最大限生かし、ワンストップソリューションによるアフターフォローを重視したコンサルティング営業を行い、積極的に事業展開を行ってまいります。

当社は、歯科医師とインターネットユーザー(患者)をつなぐBtoCポータルサイトを中心に運営しておりますが、今後は、歯科医師とインプラントメーカー等をつなぐBtoBポータルサイトを開発し、インプラントメーカー等のインプラント材料や周辺機器等を歯科医師に紹介するポータルサイトを展開してまいります。

また、世界的にみて、インプラントについて歯科医院の住所・電話番号、歯科医師の氏名等の形式的な情報を掲載したポータルサイトはありますが、インプラントの普及と理解に努めインターネットユーザー(患者)目線に立ったポータルサイトは有効に活用されておりません。当社は日本で成功した経験を活かし、今後、米国展開に注力してまいります。

美容・エステ分野ポータルサイトについては、適切な情報をインターネットユーザーであるエステサロン利用者に提供して利便性を向上させることにより、社会的貢献を図ってまいります。

これらの活動によって、いずれ当社の基準が業界の基準になることにより、当社は業界のリーディングカンパニーとなり、ひいては売上及び利益の伸長が図れると考えております。

今後とも、「公共性」、「中立性」を大事にしてポータルサイトを運営し、「インプラント」や「エステ」の理解と普及に努め、ステークホルダーに貢献してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は5,976千円であり、セグメントごとの設備投資は以下のとおりであります。

(1) ポータルサイト運営事業

当事業年度の主な設備投資等は、「インプラントネット」等関連システム、「気になる！美容整形・総合ランキングモバイル」関連システムを中心とする総額4,156千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) SEM事業

当事業年度の主な設備投資等は、SEO対策システムを中心とする総額1,329千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) その他

当事業年度においては、重要な設備投資は行っておりません。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社

当事業年度においては、重要な設備投資は行っておりません。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成23年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	ポータルサイト 運営事業、 SEM事業、 その他、 全社(共通)	統括業務 施設	2,432	2,634	46,864	51,932	47
西日本支社 (大阪府中央区)	全社(共通)	販売設備	—	148	—	148	3

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社及び西日本支社の事務所は、賃借しております。年間賃借料(共益費含む)は、それぞれ23,632千円、2,350千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社における重要な設備の新設の計画は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都 渋谷区)	ポータルサイ ト運営事業	サービス対応用 ソフトウェア	50,000	—	増資資金	平成23年 12月	平成24年 11月	新規サービ スへの対応
本社 (東京都 渋谷区)	ポータルサイ ト運営事業	サービス対応用 ソフトウェア	50,000	—	増資資金	平成24年 3月	平成25年 11月	既存サービ スの改良
本社 (東京都 渋谷区)	全社(共通)	販売管理 システム	30,000	—	増資資金	平成24年 12月	平成25年 11月	—

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,689,500	4,689,500	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
計	4,689,500	4,689,500	—	—

- (注) 1. 発行済株式のうち、200,000株は、現物出資(サーバ3台 カラーレーザー1台 240万円)によるものであります。
2. 提出日現在発行数には、平成23年8月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年5月31日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	365	365
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	182,500(注)1、5	182,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注)2、5	同左(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成29年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注)5 資本組入額 6(注)5	同左(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上市前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成19年5月31日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,000	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000(注)1、5	500,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注)2、5	同左(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成25年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注)5 資本組入額 6(注)5	同左(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
 - ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
 - ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成20年9月24日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	7	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注)1、5	3,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60(注)2、5	同左(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成22年9月26日 至平成29年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60(注)5 資本組入額 30(注)5	同左(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成21年8月28日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,500(注)1、5	6,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80(注)2、5	同左(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成23年8月29日 至平成29年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80(注)5 資本組入額 40(注)5	同左(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 平成21年12月17日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1、5	6,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90(注)2、5	同左(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月18日 至 平成29年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90(注)5 資本組入額 45(注)5	同左(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥ 平成22年 5月25日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年 5月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 7月31日)
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注) 1、5	2,500(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110(注) 2、5	同左(注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成24年 5月26日 至 平成29年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110(注) 5 資本組入額 55(注) 5	同左(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果 1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年5月31日 (注) 1	6,093	6,770	—	29,425	—	4,425
平成19年9月26日 (注) 2	750	7,520	11,250	40,675	11,250	15,675
平成20年9月25日 (注) 3	480	8,000	7,200	47,875	7,200	22,875
平成22年7月31日 (注) 4	3,992,000	4,000,000	—	47,875	—	22,875
平成22年12月20日 (注) 5	600,000	4,600,000	231,840	279,715	231,840	254,715
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注) 6	89,500	4,689,500	609	280,324	609	255,324

(注) 1. 普通株式1株を10株に分割

2. 有償第三者割当

発行価格 30,000円

資本組入額 15,000円

割当先 ソネット・エムスリー株式会社(現エムスリー株式会社)

3. 有償第三者割当

発行価格 30,000円

資本組入額 15,000円

割当先 ソネット・エムスリー株式会社(現エムスリー株式会社)

4. 普通株式1株を500株に分割

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 840円

引受価額 772.80円

資本組入額 386.40円

6. 新株予約権(ストックオプション)の行使

(6) 【所有者別状況】

平成23年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	6	20	11	11	1	1,058	1,107	—
所有株式数(単元)	—	8,420	753	7,148	1,405	5	29,159	46,890	500
所有株式数の割合(%)	—	17.96	1.60	15.24	3.00	0.01	62.19	100.00	—

(注) 自己株式34株は、「単元未満株式の状況」の欄に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
早川 亮	東京都渋谷区	1,919,500	40.93
エムスリー株式会社	東京都港区芝大門二丁目5-5	708,100	15.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	625,800	13.34
早川 竜介	東京都渋谷区	195,000	4.16
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2-2	115,000	2.45
平川 裕司	東京都杉並区	89,000	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	71,900	1.53
ジェービー モルガン チェース バンク 380084(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島四丁目16-13	71,300	1.52
平川 大	さいたま市緑区	54,000	1.15
ゴールドマンサックスインターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	32,600	0.70
計	—	3,882,200	82.78

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 625,800株

野村信託銀行株式会社(投信口) 115,000株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 71,900株

2. フィデリティ投信株式会社から関東財務局長に平成23年3月23日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成23年3月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	399,200	8.51

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,689,000	46,890	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	4,689,500	—	—
総株主の議決権	—	46,890	—

(注) 「単元未満株式」の株式数の欄には、自己株式34株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当社は、単元未満自己株式34株を保有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 平成19年5月31日臨時株主総会決議

決議年月日	平成19年5月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 22名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利行使並びに従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役4名、従業員11名となっております。

② 平成20年9月24日臨時株主総会決議

決議年月日	平成20年9月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利行使並びに従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員2名となっております。

③ 平成21年8月28日定時株主総会決議

決議年月日	平成21年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 平成21年12月17日臨時株主総会決議

決議年月日	平成21年12月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員8名となっております。

⑤ 平成22年 5月25日臨時株主総会決議

決議年月日	平成22年 5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	34	34
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	34	—	34	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行っていく方針であります。

当社は、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化のために必要な内部留保の確保を優先し、設立以来、配当を実施しておりませんでした。平成22年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたことから、配当性向10%を目標に配当を実施してまいります。また、将来的には事業拡大とともに配当性向も段階的に引き上げてまいり所存であります。

当社は、剰余金の配当につき、期末配当の年1回を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

当事業年度につきましては、1株当たり普通配当4円に上場記念配当2円を加え、合計6円としております。

内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資等並びに経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成23年8月26日定時株主総会決議	28,136	6

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
最高(円)	—	—	—	—	1,990
最低(円)	—	—	—	—	723

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、当社は平成22年12月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,990	1,550	1,423	1,370	1,120	1,050
最低(円)	1,380	1,080	1,214	723	900	845

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、当社は平成22年12月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしました。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	早川 亮	昭和29年4月14日	昭和54年4月 平成13年6月	日本鉄道建設公団(現独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構)入社 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,919,500
取締役	ソリューション セールス事業部 ゼネラルマネー ジャー	平川 大	昭和48年2月2日	平成11年9月 平成13年6月 平成14年10月 平成15年12月 平成17年4月 平成18年8月	ジュピター・プログラミング株式会社(現株式会社ジュピターテレコム)入社 コンパックコンピュータ株式会社(現日本ヒューレット・パッカード株式会社)入社 日本ヒューレット・パッカード株式会社入社 NEC Corporation(Thailand)Ltd.入社 当社入社 ソリューションセールス事業部ゼネラルマネージャー就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	54,000
取締役	管理部ゼネラル マネージャー	平川 裕司	昭和46年3月6日	平成4年9月 平成13年6月 平成15年12月 平成19年11月 平成20年5月	大都小揚株式会社入社 当社設立 取締役就任(現任) 株式会社東京リーガルマインド司法書士専任講師就任 当社総務経理部(現管理部)ゼネラルマネージャー就任(現任) 司法書士登録	(注)3	89,000
取締役	コンテンツ事業 部ゼネラルマネ ージャー	森本 裕美子	昭和52年3月1日	平成11年11月 平成12年7月 平成18年4月 平成21年8月	株式会社流出版入社 株式会社ワークス・エム・プロス入社 当社入社 当社取締役コンテンツ事業部ゼネラルマネージャー就任(現任)	(注)3	—
取締役	—	早川 竜介	昭和45年11月10日	平成11年1月 平成14年6月 平成18年8月	リュウ・メディカルセンター・グループ株式会社設立 代表取締役就任(現任) 株式会社アール・エム・シー 取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	195,000
取締役	—	槌屋 英二	昭和39年12月13日	昭和62年4月 平成12年2月 平成13年9月 平成18年8月 平成19年11月	朝日生命保険相互会社入社 デロイト・トーマツコンサルティング(現アビームコンサルティング株式会社)入社 株式会社GMDコーポレートファイナンス(現株式会社KPMG FAS)入社 ソネット・エムスリー株式会社(現エムスリー株式会社)入社(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
常勤監査役	—	板垣 裕寿	昭和40年5月24日	昭和63年4月 平成12年7月 平成15年4月 平成15年8月 平成16年9月 平成17年10月 平成21年4月 平成21年8月	ユニバーサル証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 スリーアイキャピタル株式会社入社 株式会社ブル・ライフ入社 同社取締役就任 株式会社インボイス入社 同社内部監査室長就任 当社入社 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役	—	中村 泰正	昭和46年5月30日	平成5年4月 平成17年8月 平成18年10月 平成19年8月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 司法書士法人日本橋合同事務所設立 弁護士登録 司法書士登録 中村法律事務所設立(現弁護士法人NYリーガルパートナーズ) 当社監査役就任(現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	黒川 雄二	昭和37年6月8日	昭和61年4月 通商産業省東京通商産業局(現経済産業省 関東経済産業局)入省 平成3年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現有限責任あ ずさ監査法人)入所 平成7年4月 公認会計士登録 平成8年10月 大和証券株式会社(現大和証券キャピタ ル・マーケット株式会社)入社 平成13年3月 株式会社ラルク入社 取締役就任(現任) 平成22年7月 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
計						2,257,500

- (注) 1. 取締役榎屋英二は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中村泰正、黒川雄二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成22年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成22年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役平川大は、取締役平川裕司の弟であります。
6. 代表取締役社長早川亮と取締役早川竜介の間に、親族関係はありません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

i コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念の1つである『「からだ」・「健康」・「美」に関する適切な情報をインターネットを通じて発信することにより、事業者と消費者のコミュニケーションツールとなることで、人々の生活・文化に貢献します。』のとおり、株主・クライアント・消費者・従業員・地域の方々等全てのステークホルダーに対して、経営の健全性・効率性・透明性を通じて企業としての社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

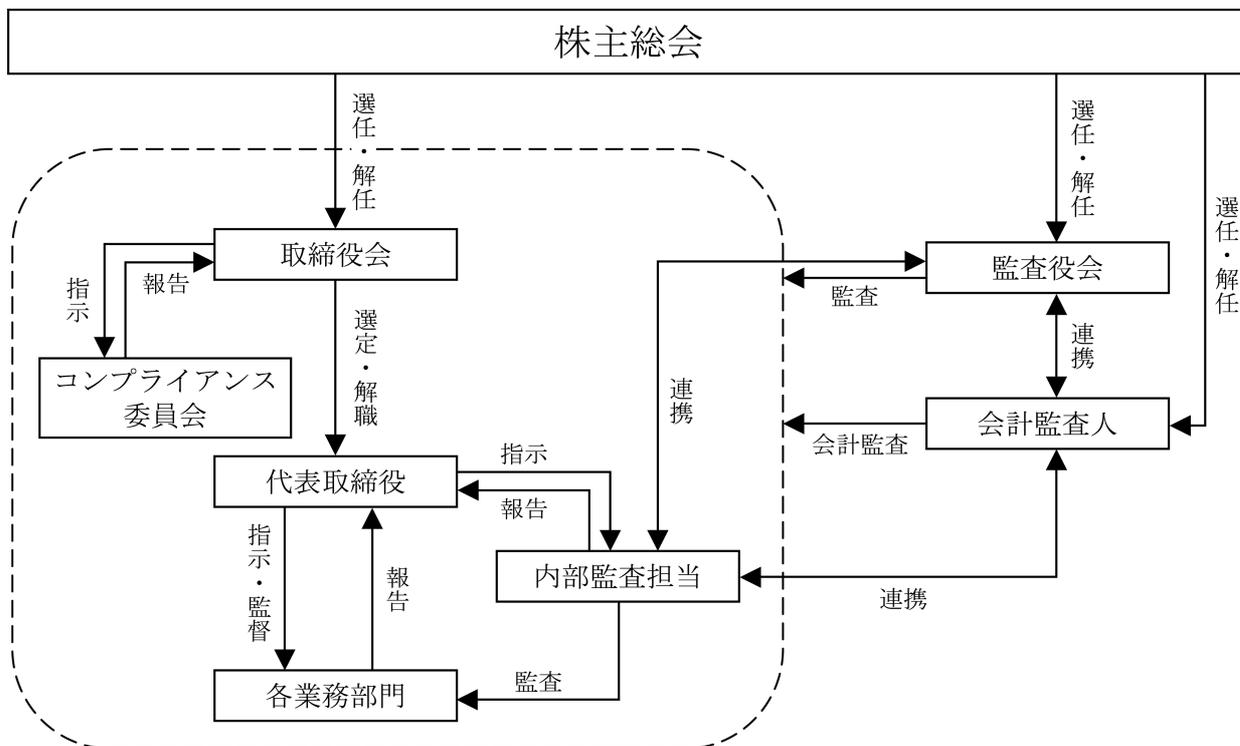
ii 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、当社事業に精通している者が取締役として業務執行に当たると同時に、取締役会のメンバーとして経営上の意思決定を迅速に行い、各取締役の業務執行を相互に監督し、かつ、監査役による監査を行うことが最も適切な経営体制であると考えております。

取締役会は、社外取締役1名を含む6名の取締役によって構成されており、原則毎月1回定期的に開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況等について討議し、決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行う機関として位置づけ運営しております。取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

コンプライアンス委員会は、管理部ゼネラルマネージャーを委員長とし、コンプライアンス上の重要な問題の審議とともに、従業員に対してコンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



iii 内部統制システムの整備状況

当社は、平成22年7月30日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針について決議しており、その内容は以下のとおりであります。

1 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範等の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として経営方針を定め、取締役及び従業員はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
- (2) 管理部ゼネラルマネージャーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。
- (3) 管理部ゼネラルマネージャー及び外部の顧問弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度の利用を促進し、法令等の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することを定め、不当要求等を断固拒絶するため、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に活動するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程により経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図る。
- (2) 当社のリスクに関する総括責任者を管理部ゼネラルマネージャーとし、管理部においてリスク情報を集約し、リスクを総括的に管理する。また、特定のリスクが発生した場合、又はその発生が予想される場合は、必要に応じてリスク対策室を設置し、当該リスクに対して迅速に対応する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役以下の職務執行の状況を監督する。
- (2) 取締役及び従業員の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5 監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査担当である従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。また、当該従業員の人事については、監査役の意見を尊重する。

6 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要な決裁書類は、全て監査役の閲覧に供する。

(2) 取締役及び従業員は、監査役会規則に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題
- ② その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(2) 取締役、内部監査担当、会計監査人は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に又は随時に監査役と意見交換を実施する。

iv リスク管理体制の整備の状況

当社では、各種リスクに関わる事案については、リスク管理規程に基づき取締役会及び監査役に報告がなされ、取締役会において対応を検討、実施する体制となっております。また、企業経営や日常の業務に関して、必要に応じて弁護士及びその他の専門家から助言を受ける体制をとっております。

② 内部監査及び監査役監査

当社は、業務執行の適正を確保するため、監査役、内部監査担当及び会計監査人が緊密な連携を保ち積極的に情報交換を行うことにより、監査の有効性及び効率性を高めております。

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名及び社外監査役2名により監査役会を構成しております。各監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を行っております。

なお、監査役黒川雄二は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査は、内部監査担当2名が、各業務部門の業務執行の状況を合法性と合理性の観点から監査を行っており、監査結果を代表取締役社長及び監査役に対して報告しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役及び各社外監査役と当社との人的関係、資本的關係又は取引関係はありません。

なお、社外監査役中村泰正の近親者が議決権の100%を直接所有している法人との取引については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 関連当事者情報」に記載のとおりであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、業務執行、監督機能及び監査機能を明確化するため社外取締役及び社外監査役を選任しており、中立的な立場から有益な助言及び監督を十分に行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

④ 役員の報酬等

i 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	67,313	67,313	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	7,211	7,211	—	—	—	1
社外役員	3,306	3,306	—	—	—	2

ii 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が、1億円以上の役員は存在しないため、記載していません。

iii 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

iv 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、株主総会において取締役及び監査役の報酬等の総額を定めており、取締役及び監査役の報酬等は、その範囲内で、取締役については取締役会において地位・担当・職務等に基づき決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。

⑤ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等			所属する監査法人名
指定有限責任社員	業務執行社員	荒田 和人	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員	業務執行社員	小倉 邦路	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他4名

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨、定款に定めております。

⑧ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑨ 社外取締役及び社外監査役の責任限定

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑩ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪ 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
18,480	—	18,585	1,000

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

当社が、監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、新規上場に伴う新株発行及び株式売出しに係るコンフォートレター作成業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づき、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）及び当事業年度（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成22年11月17日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握、又は会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備しております。また、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	306,822	829,104
売掛金	153,826	231,389
貯蔵品	320	288
前渡金	18,308	35,807
前払費用	8,156	14,314
繰延税金資産	12,544	13,766
その他	12	1
貸倒引当金	△11,736	△20,053
流動資産合計	488,254	1,104,619
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,722	4,722
減価償却累計額	△1,787	△2,290
建物（純額）	2,935	2,432
工具、器具及び備品	11,864	12,414
減価償却累計額	△8,004	△9,631
工具、器具及び備品（純額）	3,860	2,783
有形固定資産合計	6,795	5,216
無形固定資産		
ソフトウェア	59,470	46,864
その他	167	167
無形固定資産合計	59,637	47,031
投資その他の資産		
投資有価証券	5,000	10,065
破産更生債権等	4,360	5,242
繰延税金資産	3,570	3,195
会員権	7,342	—
敷金	27,549	23,624
その他	—	7,342
貸倒引当金	△4,360	△5,242
投資その他の資産合計	43,462	44,227
固定資産合計	109,895	96,475
資産合計	598,150	1,201,094

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,708	7,246
1年内返済予定の長期借入金	3,000	750
未払金	12,259	7,072
未払費用	46,441	49,452
未払法人税等	73,964	72,037
未払消費税等	16,096	13,144
前受金	25,170	20,662
預り金	4,066	4,098
役員賞与引当金	21,800	—
流動負債合計	211,507	174,464
固定負債		
長期借入金	750	—
固定負債合計	750	—
負債合計	212,257	174,464
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,875	280,324
資本剰余金		
資本準備金	22,875	255,324
資本剰余金合計	22,875	255,324
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	313,359	489,283
利益剰余金合計	313,359	489,283
自己株式	—	△34
株主資本合計	384,109	1,024,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△50
評価・換算差額等合計	—	△50
新株予約権	1,783	1,783
純資産合計	385,892	1,026,630
負債純資産合計	598,150	1,201,094

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日)
売上高	1,037,777	1,195,353
売上原価	427,514	520,487
売上総利益	610,263	674,866
販売費及び一般管理費	※1 350,005	※1 355,938
営業利益	260,257	318,927
営業外収益		
受取利息	89	107
有価証券利息	50	50
投資有価証券売却益	—	119
その他	17	108
営業外収益合計	156	385
営業外費用		
支払利息	109	47
株式交付費	—	6,595
株式公開費用	—	8,611
その他	18	—
営業外費用合計	127	15,254
経常利益	260,287	304,058
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	978
特別損失合計	—	978
税引前当期純利益	260,287	303,080
法人税、住民税及び事業税	119,635	127,968
法人税等調整額	1,005	△811
法人税等合計	120,641	127,156
当期純利益	139,645	175,924

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 媒体費		180,289	42.2	244,687	47.0
II 労務費		144,700	33.8	166,297	32.0
III 外注費		24,842	5.8	23,634	4.5
IV 経費	※1	77,681	18.2	85,868	16.5
売上原価		427,514	100.0	520,487	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
※1 主な内訳は以下のとおりであります。		※1 主な内訳は以下のとおりであります。	
減価償却費	15,313千円	減価償却費	17,336千円
支払手数料	7,958千円	支払手数料	15,285千円
賃借料	19,206千円	賃借料	22,766千円
ドメイン関連費用	9,146千円	ドメイン関連費用	11,631千円

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	47,875	47,875
当期変動額		
新株の発行	—	232,449
当期変動額合計	—	232,449
当期末残高	47,875	280,324
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	22,875	22,875
当期変動額		
新株の発行	—	232,449
当期変動額合計	—	232,449
当期末残高	22,875	255,324
資本剰余金合計		
前期末残高	22,875	22,875
当期変動額		
新株の発行	—	232,449
当期変動額合計	—	232,449
当期末残高	22,875	255,324
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	173,713	313,359
当期変動額		
当期純利益	139,645	175,924
当期変動額合計	139,645	175,924
当期末残高	313,359	489,283
利益剰余金合計		
前期末残高	173,713	313,359
当期変動額		
当期純利益	139,645	175,924
当期変動額合計	139,645	175,924
当期末残高	313,359	489,283
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△34
当期変動額合計	—	△34
当期末残高	—	△34

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月 31 日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月 31 日)
株主資本合計		
前期末残高	244,463	384,109
当期変動額		
新株の発行	—	464,898
当期純利益	139,645	175,924
自己株式の取得	—	△34
当期変動額合計	139,645	640,788
当期末残高	384,109	1,024,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△50
当期変動額合計	—	△50
当期末残高	—	△50
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△50
当期変動額合計	—	△50
当期末残高	—	△50
新株予約権		
前期末残高	1,783	1,783
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,783	1,783
純資産合計		
前期末残高	246,246	385,892
当期変動額		
新株の発行	—	464,898
当期純利益	139,645	175,924
自己株式の取得	—	△34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△50
当期変動額合計	139,645	640,737
当期末残高	385,892	1,026,630

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	260,287	303,080
減価償却費	18,422	20,161
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	978
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,587	9,199
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,800	△21,800
受取利息及び受取配当金	△139	△157
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△119
支払利息	109	47
株式交付費	—	6,595
株式公開費用	—	8,611
売上債権の増減額 (△は増加)	△50,762	△78,445
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△40	32
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,778	△1,462
その他	△5,246	△27,112
小計	232,796	219,608
利息及び配当金の受取額	139	157
利息の支払額	△105	△43
法人税等の支払額	△111,673	△133,818
営業活動によるキャッシュ・フロー	121,157	85,903
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,784	—
無形固定資産の取得による支出	△22,859	△7,287
投資有価証券の取得による支出	—	△10,300
投資有価証券の売却による収入	—	5,269
敷金及び保証金の回収による収入	—	2,580
その他	200	△540
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,444	△10,278
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,000	△3,000
株式の発行による収入	—	458,302
株式公開費用の支出	—	△8,611
その他	—	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,000	446,657
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	93,713	522,282
現金及び現金同等物の期首残高	213,108	306,822
現金及び現金同等物の期末残高	※1 306,822	※1 829,104

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 原価法を採用しております。 (2) —	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 工具、器具及び備品 4～6年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) —
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
—	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
—	(貸借対照表) 前事業年度において独立掲記しておりました「会員権」(当事業年度7,342千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 (キャッシュ・フロー計算書) 前事業年度において独立掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」(当事業年度△550千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)																																		
<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は30%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は70%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>68,850千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>87,045千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>19,268千円</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>21,800千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>5,791千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>39,579千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>20,102千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,109千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,544千円</td></tr> </table>	役員報酬	68,850千円	給料手当	87,045千円	法定福利費	19,268千円	役員賞与引当金繰入額	21,800千円	広告宣伝費	5,791千円	支払手数料	39,579千円	地代家賃	20,102千円	減価償却費	3,109千円	貸倒引当金繰入額	1,544千円	<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は33%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は67%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>77,830千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>86,644千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>21,141千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>17,581千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>39,851千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>19,238千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,825千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>9,199千円</td></tr> </table>	役員報酬	77,830千円	給料手当	86,644千円	法定福利費	21,141千円	広告宣伝費	17,581千円	支払手数料	39,851千円	地代家賃	19,238千円	減価償却費	2,825千円	貸倒引当金繰入額	9,199千円
役員報酬	68,850千円																																		
給料手当	87,045千円																																		
法定福利費	19,268千円																																		
役員賞与引当金繰入額	21,800千円																																		
広告宣伝費	5,791千円																																		
支払手数料	39,579千円																																		
地代家賃	20,102千円																																		
減価償却費	3,109千円																																		
貸倒引当金繰入額	1,544千円																																		
役員報酬	77,830千円																																		
給料手当	86,644千円																																		
法定福利費	21,141千円																																		
広告宣伝費	17,581千円																																		
支払手数料	39,851千円																																		
地代家賃	19,238千円																																		
減価償却費	2,825千円																																		
貸倒引当金繰入額	9,199千円																																		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,000	—	—	8,000
合計	8,000	—	—	8,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
平成19年新株予約権	普通株式	1,000	—	—	1,000	1,783
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,000	4,681,500	—	4,689,500
合計	8,000	4,681,500	—	4,689,500

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

1株を500株とする株式分割による増加 3,992,000株

公募増資による新株の発行による増加 600,000株

ストック・オプションの権利行使による増加 89,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	34	—	34
合計	—	34	—	34

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 34株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
平成19年新株予約権	普通株式	1,000	499,000	—	500,000	1,783
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成19年新株予約権の増加は、株式1株を500株とする株式分割によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年8月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,136	6	平成23年5月31日	平成23年8月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日現在)
現金及び預金勘定 306,822千円	現金及び預金勘定 829,104千円
現金及び現金同等物 306,822千円	現金及び現金同等物 829,104千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)																																																						
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,886</td> <td>2,943</td> <td>2,943</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,886</td> <td>2,943</td> <td>2,943</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,188千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,836千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">3,025千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,248千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,177千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">87千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,754千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,754千円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	ソフトウェア	5,886	2,943	2,943	合計	5,886	2,943	2,943	1年内	1,188千円	1年超	1,836千円	合計	3,025千円	支払リース料	1,248千円	減価償却費相当額	1,177千円	支払利息相当額	87千円	1年内	1,754千円	1年超	—千円	合計	1,754千円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,886</td> <td>4,120</td> <td>1,765</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,886</td> <td>4,120</td> <td>1,765</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,217千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">619千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,836千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,248千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,177千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">59千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 —</p>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	ソフトウェア	5,886	4,120	1,765	合計	5,886	4,120	1,765	1年内	1,217千円	1年超	619千円	合計	1,836千円	支払リース料	1,248千円	減価償却費相当額	1,177千円	支払利息相当額	59千円
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																																				
ソフトウェア	5,886	2,943	2,943																																																				
合計	5,886	2,943	2,943																																																				
1年内	1,188千円																																																						
1年超	1,836千円																																																						
合計	3,025千円																																																						
支払リース料	1,248千円																																																						
減価償却費相当額	1,177千円																																																						
支払利息相当額	87千円																																																						
1年内	1,754千円																																																						
1年超	—千円																																																						
合計	1,754千円																																																						
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																																				
ソフトウェア	5,886	4,120	1,765																																																				
合計	5,886	4,120	1,765																																																				
1年内	1,217千円																																																						
1年超	619千円																																																						
合計	1,836千円																																																						
支払リース料	1,248千円																																																						
減価償却費相当額	1,177千円																																																						
支払利息相当額	59千円																																																						

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、概ね自己資金を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、満期保有目的の社債であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより当該リスクを管理しております。

営業債務である未払費用及び未払法人税等は、1年以内の支払期日でありその決済時において流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を確保することにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	306,822	306,822	—
(2) 売掛金	153,826		
貸倒引当金(*)	△11,736		
	142,090	142,090	—
(3) 投資有価証券	5,000	5,750	750
資産計	453,912	454,662	750
(1) 未払費用	46,441	46,441	—
(2) 未払法人税等	73,964	73,964	—
負債計	120,406	120,406	—

(*) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払費用、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	306,348	—	—	—
(2) 売掛金	153,826	—	—	—
(3) 投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	—	5,000	—	—
合計	460,175	5,000	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、概ね自己資金を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、満期保有目的の社債及び投資信託であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより当該リスクを管理しております。

営業債務である未払法人税等は、1年以内の支払期日でありその決済時において流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を確保することにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	829,104	829,104	—
(2) 売掛金	231,389		
貸倒引当金(*)	△20,053		
	211,335	211,335	—
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	5,000	6,237	1,237
② その他有価証券	5,065	5,065	—
資産計	1,050,505	1,051,743	1,237
(1) 未払法人税等	72,037	72,037	—
負債計	72,037	72,037	—

(*) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、債券は取引金融機関から提示された価格に、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払法人税等

未払法人税等は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	827,796	—	—	—
(2) 売掛金	231,389	—	—	—
(3) 投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	—	5,000	—	—
合計	1,059,186	5,000	—	—

(有価証券関係)

前事業年度

満期保有目的の債券(平成22年5月31日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	5,000	5,750	750
	その他	—	—	—
	小計	5,000	5,750	750
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		5,000	5,750	750

当事業年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年5月31日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	5,000	6,237	1,237
	その他	—	—	—
	小計	5,000	6,237	1,237
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		5,000	6,237	1,237

2. その他有価証券(平成23年5月31日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	5,065	5,150	△85
	小計	5,065	5,150	△85
合計		5,065	5,150	△85

3. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,269	119	—
合計	5,269	119	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

当社は、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

当社は、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年5月31日	平成20年9月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 22名	当社従業員 7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 581株	普通株式 17株
付与日	平成19年5月31日	平成20年9月25日
権利確定条件	新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要する。但し、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととする。但し、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。 その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	同左
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成21年6月1日 至 平成29年5月31日	自 平成22年9月26日 至 平成29年5月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成21年8月28日	平成21年12月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社従業員 11名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 13株	普通株式 16株
付与日	平成21年8月28日	平成21年12月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要する。但し、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととする。但し、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めることによる。</p>	同左
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成23年8月29日 至 平成29年5月31日	自 平成23年12月18日 至 平成29年5月31日

	第6回新株予約権
決議年月日	平成22年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 5株
付与日	平成22年5月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要する。但し、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととする。但し、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めることによる。</p>
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成24年5月26日 至 平成29年5月31日

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年5月31日付株式分割(株式1株につき10株)による分割後の株式数に基づいて記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年5月31日	平成20年9月24日
権利確定前(株)		
期首	567	17
付与	—	—
失効	12	3
権利確定	—	—
未確定残	555	14
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成21年8月28日	平成21年12月17日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	13	16
失効	—	3
権利確定	—	—
未確定残	13	13
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第 6 回新株予約権
決議年月日	平成22年 5 月25日
権利確定前(株)	
期首	—
付与	5
失効	—
権利確定	—
未確定残	5
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年 5 月31日付株式分割(株式 1 株につき10株)による分割後の株式数に基づいて記載しております。

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 3 回新株予約権
決議年月日	平成19年 5 月31日	平成20年 9 月24日
権利行使価格(円)	6,000	30,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
決議年月日	平成21年 8 月28日	平成21年12月17日
権利行使価格(円)	40,000	45,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 6 回新株予約権
決議年月日	平成22年 5 月25日
権利行使価格(円)	55,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 権利行使価格については、平成19年 5 月31日付株式分割(株式 1 株につき10株)後の 1 株当たりの価格を記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式によっております。

4. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 千円

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

当社はストック・オプションの付与時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年5月31日	平成20年9月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 22名	当社従業員 7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 290,500株	普通株式 8,500株
付与日	平成19年5月31日	平成20年9月25日
権利確定条件	新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要する。但し、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととする。但し、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。 その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	同左
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成21年6月1日 至 平成29年5月31日	自 平成22年9月26日 至 平成29年5月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成21年8月28日	平成21年12月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社従業員 11名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 6,500株	普通株式 8,000株
付与日	平成21年8月28日	平成21年12月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要する。但し、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととする。但し、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めることによる。</p>	同左
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成23年8月29日 至 平成29年5月31日	自 平成23年12月18日 至 平成29年5月31日

	第6回新株予約権
決議年月日	平成22年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 2,500株
付与日	平成22年5月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要する。但し、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととする。但し、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めることによる。</p>
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成24年5月26日 至 平成29年5月31日

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年5月31日付株式分割(株式1株につき10株)及び平成22年7月31日付株式分割(1株につき500株)による分割後の株式数に基づいて記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年5月31日	平成20年9月24日
権利確定前(株)		
期首	277,500	7,000
付与	—	—
失効	2,500	500
権利確定	275,000	6,500
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	275,000	6,500
権利行使	86,500	3,000
失効	6,000	—
未行使残	182,500	3,500

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成21年8月28日	平成21年12月17日
権利確定前(株)		
期首	6,500	6,500
付与	—	—
失効	—	500
権利確定	—	—
未確定残	6,500	6,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第 6 回新株予約権
決議年月日	平成22年 5 月25日
権利確定前(株)	
期首	2,500
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	2,500
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年 5 月31日付株式分割(株式 1 株につき10株)及び平成22年 7 月31日付株式分割(株式 1 株につき500株)による分割後の株式数に基づいて記載しております。

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 3 回新株予約権
決議年月日	平成19年 5 月31日	平成20年 9 月24日
権利行使価格(円)	12	60
行使時平均株価(円)	1,507	1,505
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
決議年月日	平成21年 8 月28日	平成21年12月17日
権利行使価格(円)	80	90
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 6 回新株予約権
決議年月日	平成22年 5 月25日
権利行使価格(円)	110
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 権利行使価格については、平成19年 5 月31日付株式分割(株式 1 株につき10株)及び平成22年 7 月31日付株式分割(1 株につき500株)後の 1 株当たりの価格を記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 168,723千円
 (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 133,655千円

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税否認 6,753千円	未払事業税否認 5,153千円
貸倒引当金繰入限度超過額 5,988千円	貸倒引当金繰入限度超過額 9,377千円
一括償却資産損金算入限度超過額 1,807千円	未払費用損金不算入額 1,200千円
その他 1,566千円	その他 1,229千円
繰延税金資産合計 16,115千円	繰延税金資産合計 16,961千円
繰延税金負債 —	繰延税金負債 —
繰延税金負債合計 —	繰延税金負債合計 —
繰延税金資産の純額 16,115千円	繰延税金資産の純額 16,961千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 42.1%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%	
住民税均等割等 0.2%	
役員賞与引当金 3.5%	
その他 △0.7%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.3%	
	3. 法定実効税率の変更
	当事業年度において資本金が増加したことに伴う外形標準課税の適用により、繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の42.1%から40.7%に変更しております。
	この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

関連会社がありませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に提供するサービス内容や経済的特徴を基礎としたサービス別の事業部門を置き、各事業部門は取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社はサービス別の事業部門を基礎とし、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約した「ポータルサイト運営事業」及び「SEM事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ポータルサイト運営事業」は、「からだ」・「健康」・「美」に特化した情報を提供する専門ポータルサイトを運営しております。また、「SEM事業」は、SEOサービス及びリスティング広告運用代行サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ポータルサイト 運営事業	SEM事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	564,596	384,783	949,380	88,397	1,037,777
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	564,596	384,783	949,380	88,397	1,037,777
セグメント利益	343,478	120,072	463,551	7,818	471,369
セグメント資産	115,660	109,929	225,590	14,841	240,432
その他の項目					
減価償却費	13,237	3,269	16,507	602	17,109
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,847	4,545	20,393	56	20,449

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事業者向けホームページ制作・メンテナンス事業及び販売代理事業等を含んでおります。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ポータルサイト 運営事業	SEM事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	554,750	487,712	1,042,462	152,890	1,195,353
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	554,750	487,712	1,042,462	152,890	1,195,353
セグメント利益	350,555	161,399	511,954	19,212	531,166
セグメント資産	86,370	180,103	266,473	45,014	311,488
その他の項目					
減価償却費	14,293	3,871	18,164	639	18,804
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,156	1,329	5,486	136	5,622

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事業者向けホームページ制作・メンテナンス事業及び販売代理事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	949,380	1,042,462
「その他」の区分の売上高	88,397	152,890
財務諸表の売上高	1,037,777	1,195,353

(単位：千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	463,551	511,954
「その他」の区分の利益	7,818	19,212
全社費用(注)	△211,112	△212,239
財務諸表の営業利益	260,257	318,927

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	225,590	266,473
「その他」の区分の資産	14,841	45,014
全社資産(注)	357,717	889,606
財務諸表の資産合計	598,150	1,201,094

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金並びに管理部門に係る資産等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	16,507	18,164	602	639	1,312	1,357	18,422	20,161
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	20,393	5,486	56	136	45	353	20,495	5,976

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に管理部門に係る設備投資額であります。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として、同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社三越前リーガル・リサーチ	東京都新宿区	3,000	コンサルティング業	—	販売先	ホームページの制作、 広告販売代理	22,745	売掛金	5,350
									前受金	220

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 株式会社三越前リーガル・リサーチは、監査役中村泰正の近親者が議決権の100%を直接保有している法人であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件にて決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)		当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	
1株当たり純資産額	48,013円67銭	1株当たり純資産額	218円54銭
1株当たり当期純利益金額	17,455円74銭	1株当たり当期純利益金額	40円87銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。</p>		<p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額</p> <p>34円82銭</p> <p>当社は、平成22年12月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。</p> <p>当社は、平成22年7月31日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額</p> <p>96円03銭</p> <p>1株当たり当期純利益金額</p> <p>34円91銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。</p>	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	139,645	175,924
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	139,645	175,924
普通株式の期中平均株式数(株)	8,000	4,304,484
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	747,474
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権(新株予約権の数1,600個)。 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

(株式の分割及び単元株制度の導入)

当社は、平成22年7月16日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の導入について以下のとおり決議しております。

1. 株式の分割及び単元株制度の導入の目的

株式上場に向けての資本政策の一環として、普通株式1株を500株に分割するとともに、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成22年7月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき500株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割により増加する株式数

普通株式 3,992,000株

(3) 効力発生日

平成22年7月31日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)		当事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	
1株当たり純資産額	61円12銭	1株当たり純資産額	96円03銭
1株当たり当期純利益金額	25円18銭	1株当たり当期純利益金額	34円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	

当事業年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

(子会社の吸収分割による事業承継)

当社は、平成23年7月15日開催の取締役会において、株式会社アイジーエス(以下、アイジーエスという。)のインプラント保証事業を会社分割により当社の子会社である株式会社ガイドデント(以下、ガイドデントという。)に承継させることについて、基本合意書の締結を決議し、同日、基本合意書を締結いたしました。

また、上記基本合意書に基づき、ガイドデントは、平成23年8月26日にアイジーエスと会社分割契約を締結いたしました。

1. 会社分割の目的

当社は、歯科分野において専門ポータルサイト運営、SEM(検索エンジンマーケティング)、ホームページ制作等の事業を展開しておりますが、アイジーエスの展開するインプラント保証事業を承継することで、両社が有する販売網、営業ノウハウ及びマーケティング力を結合しシナジーを享受することにより、当社及びガイドデントの事業拡大を図ることを目的としております。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

会社分割基本合意書取締役会承認	平成23年7月15日
会社分割基本合意書締結	平成23年7月15日
会社分割契約書締結	平成23年8月26日
会社分割契約株主総会承認	平成23年9月9日(アイジーエス及びガイドデント)
会社分割の効力発生日	平成23年11月1日(予定)

(2) 会社分割の方式

アイジーエスを分割会社とし、ガイドデントを承継会社とする吸収分割であります。

(3) 分割に係る割当の内容

ガイドデントは、本会社分割に際し、アイジーエスに対して、承継する資産等の対価として現金37,073千円を交付いたします。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本会社分割に際して、アイジーエスの発行する新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権に代わるガイドデントの新株予約権の交付は行わないものとします。

(5) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

ガイドデントは、本会社分割により承継する事業を遂行する上で必要な資産、負債及び契約上の地位等の権利義務をアイジーエスから承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本会社分割において、ガイドデントが負担すべき債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

(1) 商号	株式会社アイジーエス (分割会社)	株式会社ガイドデント (承継会社)
(2) 所在地	東京都港区芝三丁目4番11号芝シ ティビル	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14 号宝ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石井 貴久(注)	代表取締役社長 石井 貴久
(4) 事業内容	医療機器の輸出入・販売、医療に おける保証業務	医療における保証業務
(5) 資本金	10,000千円	25,000千円
(6) 決算期	12月31日	5月31日
(7) 設立年月日	平成13年11月20日	平成23年8月10日
(8) 純資産	△106,605千円 (平成22年12月31日)	50,000千円 (平成23年8月10日)
(9) 総資産	52,170千円 (平成22年12月31日)	50,000千円 (平成23年8月10日)

(注) 石井貴久氏は、本会社分割の効力発生後、株式会社アイジーエスの代表取締役社長を退任する予定です。

4. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

インプラント保証事業

(2) 承継する部門の経営成績

決算期	平成22年12月期
売上高	46,960千円

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額

インプラント保証事業に係る資産、負債を承継いたしますが、その金額については未定であります。

5. 分割後の当社の状況

名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期、いずれも本会社分割による変更はありません。

(子会社の設立)

当社は、平成23年7月15日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成23年8月10日に株式会社ガイドデントを設立いたしました。

1. 子会社設立の理由

当社は、株式会社アイジーエスとの間で会社分割の基本合意書を締結したことに伴い、同社から事業を承継するために株式会社ガイドデントを設立いたしました。

2. 子会社の概要

(1) 商号	株式会社ガイドデント
(2) 所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石井 貴久
(4) 事業内容	医療における保証業務
(5) 設立年月日	平成23年8月10日
(6) 資本金	25,000千円
(7) 決算期	5月31日
(8) 出資比率	日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社 100.0%

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄			券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	満期保有目的の 債券	オリックス株式会社第3回無担保転換 社債型新株予約権付社債	5,000	5,000
計			5,000	5,000

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等(千口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	ダイワ・ニッポン応援ファンドVol.3 -フェニックスジャパン-	5,000	5,065
計			5,000	5,065

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,722	—	—	4,722	2,290	502	2,432
工具、器具及び備品	11,864	550	—	12,414	9,631	1,627	2,783
有形固定資産計	16,587	550	—	17,137	11,921	2,129	5,216
無形固定資産							
ソフトウェア	87,945	5,426	—	93,372	46,507	18,032	46,864
その他	167	—	—	167	—	—	167
無形固定資産計	88,112	5,426	—	93,539	46,507	18,032	47,031

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	インプラントネット等関連システム	1,619千円
ソフトウェア	気になる！美容整形・総合ランキングモバイル関連システム	1,142千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,000	750	2.058	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	750	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,750	750	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	16,097	20,529	—	11,330	25,296
役員賞与引当金	21,800	—	21,800	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,307
預金	
普通預金	827,796
合計	829,104

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
医療法人星真会アモウデンタルクリニック	62,325
医療法人社団一仁会	23,080
医療法人真摯会	10,710
医療法人社団ライオン会	9,397
デンタルケアクリニックティース天神	9,271
その他	116,603
合計	231,389

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)}$ 2 365
153,826	1,194,296	1,116,733	231,389	82.8	58.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 貯蔵品

内訳	金額(千円)
収入印紙	176
切手	60
QUOカード	45
その他	6
合計	288

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社両総企画	3,398
日本プリメックス株式会社	1,024
株式会社読売エージェンシー	920
その他	1,902
合計	7,246

b 未払法人税等

内訳	金額(千円)
法人税	48,572
住民税	10,799
事業税	12,666
合計	72,037

(3) 【その他】

当事業年度における各四半期会計期間に係る売上高等

	第1四半期 自平成22年6月1日 至平成22年8月31日	第2四半期 自平成22年9月1日 至平成22年11月30日	第3四半期 自平成22年12月1日 至平成23年2月28日	第4四半期 自平成23年3月1日 至平成23年5月31日
売上高 (千円)	295,212	306,769	317,067	276,303
税引前四半期 純利益金額 (千円)	89,549	78,026	83,228	52,277
四半期純利益金額 (千円)	51,673	45,615	48,378	30,257
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	12.92	11.40	10.68	6.45

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.japan-medic.com/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年11月30日及び5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式を保有する株主 (2) 優待内容 対象株主に、一律に、当社が指定する歯科医院において、下記①及び②の割引を利用できる株主優待券を1枚贈呈 ① 術前検査費用から5,000円 ② インプラント1本埋入につき50,000円の割引

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)及びその添付書類

平成22年11月17日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(1)有価証券届出書の訂正届出書)

平成22年12月2日、平成22年12月13日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第10期第2四半期(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

平成23年1月13日関東財務局長に提出。

第10期第3四半期(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

平成23年4月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月17日

日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒田 和人 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 邦路 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 8 月26日

日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒田 和人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 邦路 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社の平成23年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社が平成23年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。